

40505

教科書文庫

4
110
32-1939
2000.0
21585

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

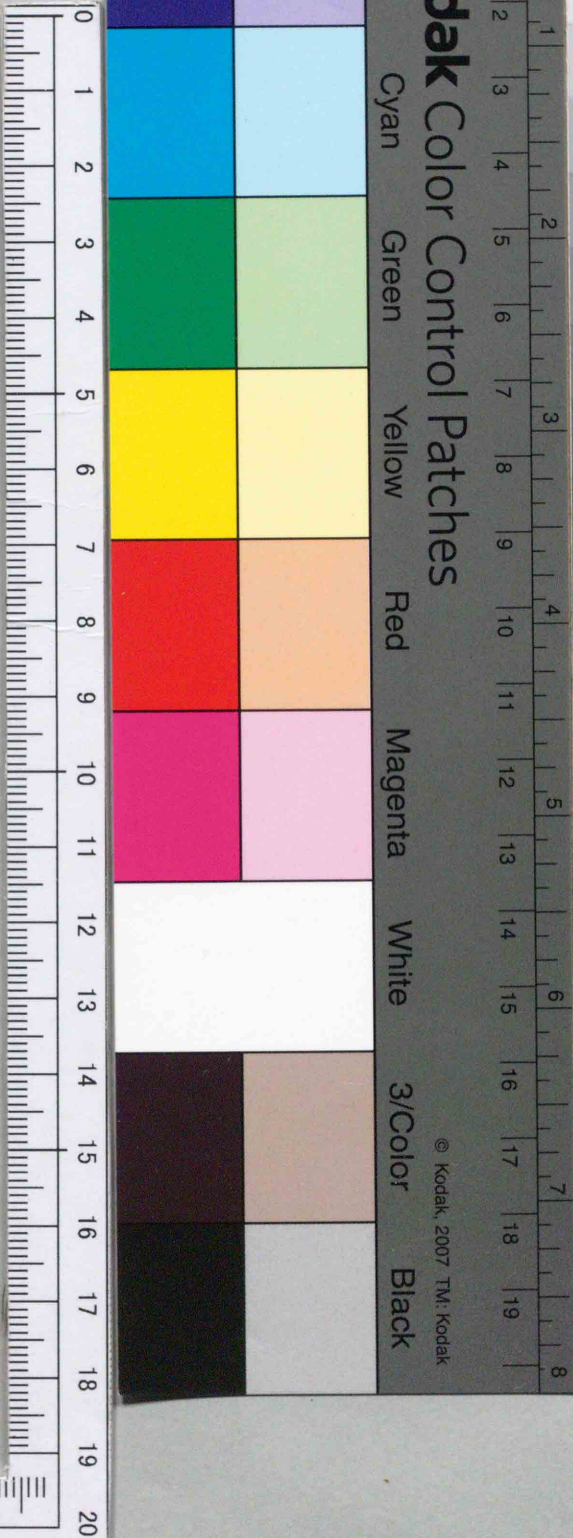


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫  
4  
110  
32-1939  
2000021585

高等小學修身書 卷一

兒童用

文部省





資料室

375.9  
M014

教科書文庫

4

110

32-1939

2000021585



高等小學修身書 卷一

兒童用

文部省

広島大学図書

2000021585





目録

第一課	我が國	一	第十五課	勤勉	六十八
第二課	愛國	六	第十六課	自立自營	七十三
第三課	家	十二	第十七課	質素	七十六
第四課	孝行	十七	第十八課	規律	八十一
第五課	親類	二十三	第十九課	禮儀	八十五
第六課	敬老	二十五	第二十課	公德	八十八
第七課	至誠	三十	第二十一課	公正	九十一
第八課	正直	三十三	第二十二課	寛容	九十七
第九課	反省	三十八	第二十三課	同情	百一
第十課	責任	四十二	第二十四課	協同	百七
第十一課	勇氣	四十七	第二十五課	地方自治	百十一
第十二課	進取の氣象	五十一	第二十六課	國交	百十四
第十三課	身體	五十七	第二十七課	戊申詔書	百十八
第十四課	職業	六十三			

廣島大學  
圖書印

廣島大學  
教書  
21585

教育ニ關スル勅語



朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹  
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心  
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精  
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝  
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ  
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ  
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天  
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良  
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス  
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外  
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德  
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



戊申詔書



朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此  
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ  
友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期  
ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム  
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政  
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉  
産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就  
キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成  
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠  
ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局  
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇  
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣  
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣副署

下田千尋

下田千尋



國民精神作興ニ關スル詔書

70  
56  
1911  
10



朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ  
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス  
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵  
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ  
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ  
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ  
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ  
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致

セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ  
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ  
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習  
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革  
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ  
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ  
精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ  
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實  
效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德



ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ  
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ  
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ  
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛  
共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治  
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ  
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖  
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ  
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署



昭和十四年五月二十二日  
青少年學徒ニ賜ハリタル勅語



國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

高修兒一

東京大學圖書印

### 高等小學修身書卷一 兒童用

#### 第一課 我が國

我が大日本帝國は、萬世一系の天皇の統治し給ふところで、世界に類のないうるはしい國體を有してゐる。御代々の天皇は聖明にましく、て、臣民をいつくしませ給ひ、臣民は又世々忠義を盡くして皇室に事へまつり、以て千古の美風を成して來た。我等臣民たる者は、我が帝國がどうして起り、どんな國運に向つてゐるかを知り、以て我が國體のすぐれて尊いわけをよくわきまへなければならぬ。

昔、瓊杵尊が皇祖天照大神の勅を受けて此の地にお降りになり、それから天壤無窮の皇運がひらけ、我が帝國の基礎が定



まつた。尊の御曾孫神武天皇は、天業をひろめようとして東方にお進みになり、大和の橿原宮で始めて御即位の禮を行はせられた。

それ以來、御代々の天皇は常に臣民の幸福に大御心を注がせられ、或は農業を勧め、或は工藝を興し、或は制度を定め、或は文教を盛にして我が國運の隆昌をお進めになつた。

特に明治天皇は、維新の大業を成し遂げられ、五箇條の國是を定め、藩を廢し縣を置き、萬國との交通を開き、立憲の政治をはじめ、又教育を盛にし、兵制をあらため、其の他諸般の政務を改善擴張して、臣民の幸福を増進せられたので、我が國運は前古未曾有の發展をした。大正天皇は明治の盛運を受けて益、國運の發展をお圖りになり、聖諭を下して國民精神の作興を奨め、

普通選舉の制を布いて臣民參政の權をひろめ、又歐洲大戰に參加して東洋の安寧を保ち、列國と協同して世界平和の實を擧げ、以て皇徳を海外にひろめ、帝國の地位を世界に重からしめられた。

今上天皇陛下は明治天皇並びに大正天皇の御遺業をお受継ぎになつて日夜政務に大御心を注がせ給ひ、皇運はいよ／＼盛に、國威は益揚るに至つた。我等が此の榮行く御代に生まれ合はせたのは此の上もない幸福である。

天皇陛下は昭和三年十一月十日御即位禮當日紫宸殿の御儀に於て、かたじけなくも勅語を賜はつたが、其の中に「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率テ敬忠ノ俗上



ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてある。皇祖皇宗が我が國をおはじめになつて、民に臨ませられるのに、國を以て家と思し召され、慈母が赤子を愛するやうに民をおいつくしみになつた。御代々の天皇は皇祖皇宗の此の大御心をお受継ぎになつて、身を正しくし道を行はせられ、厚く臣民を御愛撫になつた。其の一斑を記し奉れば、醍醐天皇は寒夜に御衣をぬいで人民の疾苦を思ひやられ、龜山上皇は元寇の際御身を以て國難に代りたいとお祈りになり、明治天皇は、明治二十七八年戦役の際、廣島の大本營にあらせられて、將卒と艱苦を共にし給ひ、又日常極めて御儉素に渡らせられ、御調度の品々まで世にありふれた物をお用ひになつた。大正天皇は

高修兒一

高修兒一

人民の中に不幸な者があるのを憐ませ給ひ、御内帑の資を賜はつて社會事業の發達を御奨勵になつた。かゝる限なき皇室のみめぐみは、おのづからあまねく萬民の上に行渡つた。萬民もまた互に心をあはせて皇室を宗家と仰ぎ、天皇を大御親とあがめて忠義を盡くして來た。かやうにして、君民の間はおのづから至誠の感應によつて結合し、皇室と臣民とは全く一體を成してある。これが實に我が國體の純且美なるところであつて、天地のあらん限り永遠に存すべきものである。我等は至誠を以て君國のために盡くし、此の善美な國體を益、光輝あらしめなければならぬ。

古歌

すゑの世のすゑのすゑまでわが國は



よろづの國にすぐれたる國

第二課 愛國

凡そ如何なる國の人民でも自分の國を愛しない者はない。代  
代同じ土地に住み、同じ統治の下に生活をしてゐると、自分の  
國を愛する念が自然に生ずるものである。まして悠遠なる昔  
から皇室を宗家そうけといたゞき、此のうるはしい國土にはぐくま  
れて來た我が國民が、一層愛國の念に富み、他國に見ない美風  
を成して來たのは當然で、其の事蹟は國史の上に光輝ある成  
跡をのこしてゐる。我等もまた此の美風を受繼いで、國を愛し、  
國のために盡くさう。

君國の大事には身を捨て、家を忘れて之に當り、以て天皇陛下

高修兒一

高修兒一

の大御心を安んじ奉らなければならぬ。我等が既に學んだ  
楠木正成の事蹟、廣瀨武夫の事蹟の如き、いづれも千古の模範  
である。又近き諸戰役に、戰場に赴かない者がよく、其の職業に  
勵み、出征軍人の慰問や軍人家族の救護等に努めたのも、愛國  
心を發揮したりつばな例である。

國家非常の場合に全力を盡くして愛國の赤誠を致すのは、國  
民として當然の務であるが、平時に於ても、國民の風習が浮華  
放縱ほうじやうに流れたり、其の思想が輕薄過激に傾いたりすれば、國運  
が衰頹すゐたいに赴くものであるから、國を愛する者は、常に質實剛健  
の氣風を養ひ、醇厚中正の精神を持して、我が善美な國の基を  
固くするやうに心掛けなければならぬ。  
日常よく身を修め、家をととのへ、各其の職分を盡くすのは、最



も手近な愛國の道である。農工商等の職業に従事する者は、其の業に勵んで、我が國の經濟を豊にするやうに努め、學問・技藝にたづさはる者は、それを研究鍊磨して、我が國の文明を進め、風教を助けるやうに圖ることが大切である。

稻生若水はかの賢婦人の譽ある稻生はるの子として、明暦元年江戸に生まれた。十一歳の時、大阪に行き醫術を修め、六年ばかり修業の後、京都に赴き、伊藤仁齋に従つて儒學を學んだ。又博物の學問を好み、これが研究に従事すること多年、遂に「庶物類纂」と題する一千卷の書物を著し、我が國に於ける博物の學問に一新紀元を開いた。

若水二十三歳の頃、或日支那の書物を讀み、其の中に日本のことを論じて、「日本は何事にも不足のない國であるが、たゞ藥

物だけは産しないから、之を支那に求める外はない。」とあるのを見て、大そう残念に思ひ、「我が國の山河や動植物の有様を察するに、藥物を産しないはずはない。よく研究したならば、これまで外國に仰いでゐた藥物は、大てい國內で採ることが出来るに違ひない。且、支那の博物の書物を見ると、其の中に日本の學者の說を引いてゐるものは一つもない。これらは我が國の學者の研究が足りないためであつて、實に日本の恥である。これから自分は博物の研究に身を委ね、大著を出すと同時に物産をふやして國益を増し、以て我が國の文明の進歩に貢獻しよう。」と堅く決心した。

元來博物の學問は、支那に於て早くから發達してゐたが、記述に誤もあり、且、一々實物について觀察したものではなかつた。



しかるに若水は、此の學問に志してから十數年の久しい間、博く書を読み、實地に就いて調査研究し、藥物となる動植礦物中、支那の書物に名が出てゐる物で我が國に産する物を、既に千二百餘種程調べ上げることが出来た。若水は三十九歳の時、金澤に行き、當時賢明の聞えが、高かつた加賀の藩主前田綱紀に仕へることとなつた。翌年藩主に上書して、博物の學問を實地に就いて精しく調べたのは古今ただ自分一人であると信ずる。これから更に研究を進めて、天下

若水の庶物類纂編述の志を述べた一節

本草ノ學ヲ好シ、以テ中華ノ書籍ノ中、  
 尤モ其ノ日本ノ人ハ一人モ之ヲ私ニ志ス日本ノ  
 取リ合ハル付本草一書ヲ作り万物ノ理ヲ包羅仕古ノ真偽ヲ考テ  
 連シ中華ノ風、大日本國文學ノ盛事ヲ著シ、其ノ在編述ノ志也  
 本すは

高修兒一

高修兒一

後世の重寶となるやうな著述をしたと思ふ。且、我が國が毎年長崎で外國人に拂ひ渡す金高は莫大なものであるが、其中の大部分は、藥物の代價である。もし自分の研究が完成したら、此の金銀を失はないですみ、我が國の非常な利益となる。しかるに自分は生來虚弱な身體であるから、長命は覺束ないかも知れない。もしせつかく研究したところを死と共に朽ちさせてしまふやうなことがあつては、如何にも残念である。と平素の志を述べた。

綱紀は若水の志に深く感心して、其の著述の完成を命じた。若水はそれから綱紀の知遇を受け、一千卷の大著をするつもりで、晝夜研究に力を盡くしたが、漸く三百六十二卷の書物を編纂した時、病にかゝり、惜しいことにまだたくさん稿をのこ



して六十一歳で歿した。綱紀は若水が名著を終へない中に歿したことを惜しみ、若水の弟子に命じて遺稿を補修させることにした。後數年、綱紀も歿じたために遺稿補修の仕事は一時中絶したが、將軍徳川吉宗は大いにそれを遺憾に思つて、若水の子及び弟子等に命じて遺稿補修の任に當らせた。若水が歿して二十三年の後、遂に遺稿六百三十八卷が出来上つて、一千卷の名著がこゝに完成し、若水の志が始めて達せられた。

## 第三課 家

家は祖先によつてはじめられ、其の後繼者たる家長によつて支配せられる團體であつて、永遠に存續すべきものである。此

の團體は血族の結合であるから、協同生活の中で最も自然なものである。我が國では家が社會組織の基礎になつてゐて、古から家を重んずる美風がある。我等はよく此の美風を守つて、我が社會組織の基礎を固くしなければならぬ。家には一家の中心となつて之を統べる家長即ち戸主といふものがある。戸主は普通の場合に父である。戸主の下にあるものは家族であつて、皆同じ氏を名のつてゐる。戸主は家族を愛護し、家族は戸主を尊敬し、共に心を同じくし力をあはせて、祖先の志を継ぎ、家の繁榮を圖るべきである。家を重んずるには、祖先を尊んで祭祀の禮を厚くしなければならぬ。祖先から傳はつた家の美風を守り、家産を保つて、益家運を盛にするやうに心掛くべきである。又よく身を修め互



に助け合つて、善良有爲の人となり、社會に貢獻して、家名を揚げる心掛が大切である。

我等は我等の祖先の子孫であると同時に、我等の子孫の祖先である。それ故我等は祖先に對して務を有してゐると共に、子孫に對する務も有してゐる。我等が身を修め行を正しくして家名を揚げるのは、祖先に對する務を全うするばかりでなく、また子孫のためを圖る所以である。

菅原道眞が十五歳になつて元服した時、道眞の母は之を祝つて、

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしがな

といふ歌を詠じ、道眞が學問に上達し立身出世して家の榮を

高修兒一

高修兒一

圖るやうに祈つたことは、我等の既に學んだところである。箕作阮甫は寛政十一年津山藩の侍醫の家に生まれた。幼少の時、父を失ひ、それから母の嚴格なしつけを受けて成長した。二十四歳の時、阮甫は父の業を繼いで侍醫に擧げられ、翌年藩主に從つて江戸に出た。阮甫はつらく、時勢を見、いよく、將來



の我が國は大いに西洋の文物を學ばなければならぬといふことを知り、洋學の研究に志した。しかし僅かの俸祿だけでは家計を支へることがむづかしく、其の上火災に遭つて家財を全く失つたため、頗る窮乏に



陥つた。阮甫はそれにも屈せず、しばし家族に向つて、「今はかやうに醫業に勉めず、むだな事をしてゐるやうに見えるが、決してむだではない。人々が洋學の必要を覺る時を待つて勉強を始め、もう間に合はない。今の中に十分勉強して置いて、將來、國のため學問のために大いに盡くすつもりなのだ。どうか一時の困難は忍んでもらひたい。いつかは箕作の名を西洋までも知らせて見せる。」と言つて聞かせた。其の頃はまだ洋學者は世の迫害を受けるやうな時節であつたから、阮甫の修學の苦心は一通りではなかつた。家族も阮甫の意を受けてよく窮乏を忍び、不安に堪へて、阮甫が落ちついて研究を續けることが出来るやうにした。後我が國と歐米諸國との關係は密接になり、洋學の研究が大いに必要になつて來た時、阮甫は多年

の造詣を傾けて著述に従ひ、西洋の學術を傳へ、又幕府に用ひられて種々の事業に與り、六十五歳で歿するまで我が國の文運に貢獻するところが頗る多かつた。それがため箕作の名がだん／＼世に知られ、且幕末から明治の御代にかけて、此の家から有名な學者が輩出して、「箕作の血は學者の血だ。」といはれるに至つた。

## 第四課 孝行

家にあつて最も大切なのは親子の關係である。子が親に事へて孝道を全うするのは、家を重んずる所以である。凡そ子として父母を愛敬するのは自然の情であるから、孝は又人情の自然に基づくものといふべきである。父母は其の子



を育てるのに、日夜心身を勞して少しも厭はない。其の子がもし人にすぐれ、しあはせがよければ、限なく喜び、又人に劣り、しあはせがよくないと、起き臥し絶えず心配する。其の慈愛の深いことはとても言葉に盡くせない。其の高恩を思ふと、子たる者の心にはおのづから感謝報恩の念が湧起らざるを得ない。』孝行の道は親に安心させるより大いなるものはない。親に安心させるには常に自分の行を慎み、身體を丈夫にして、善良有爲の人となるやうに努めることが大切である。之に反して、悪い行をして世間から非難を受けたり、攝生を怠つて病弱の身となつたりすれば、父母に心配をかけて甚だしい不孝となる。』父母を愛すると共に、父母を敬ふのは子たる者の道である。親しきになれて、禮儀をおろそかにし、敬意を缺くやうなことが

あつてはならない。又子たる者は父母に従順であることが大切である。父母が其の子にいろく教訓を與へるのは、其の子を愛し、其の子のためを思つてするのであるから、子は謹んで其の命に従はなければならない。職業に従事するやうになつたならば、よく其の業に勵んで、家の繁榮を圖り、父母を喜ばせることが大切である。又萬一父母の言行が道理に合はないやうなことがあるときは、顔色を和らげ、言葉を穩やかにして諫め、もし聞かれないやうな場合には、いよく真心を以て事へて、父母に過のないやうにするのが、孝の道である。かの平重盛が父清盛の後白河法皇を幽し奉らうとして多くの兵士を集めた時、重盛は君の御爲には誓つて不忠の臣とな



ることは出来ません。さりとて父上に敵對するにも忍びませ  
ん。もし是非とも此の企を遂げようと思し召すならば、どうか  
先づ重盛の首をはねて後になさいませ。」と眞心をこめて諫め  
て、清盛に其の非を悟らせたのは、孝道を全うしたものとといふ  
べきである。

そよは尾張海西郡鳥地村今の愛知縣海部郡十の農善六といふ人  
の娘であつた。生まれたあくる年、母に別れ、それより父の手一  
つで育てられた。しかるに善六は家が貧しいので、みづからそ  
よを懷に抱いて、他の乳をもらひ歩き、又みづから米汁を作つ  
て飲ませた。寝てから乳を慕つて泣くときは、いろ／＼とあや  
してやつと眠らせた。善六は生來酒が好きで、僅かの錢を得て  
もそれを酒に代へるといふ程であつたから、耕作に従事して

高修兒一

高修兒一

も十分に農具を求め貯もなく、遂に農業をやめて、川に行つ  
て漁をしたり、人に雇はれて働いたりしてやつと暮しを立て  
てゐた。そんな境遇の中にそよは大きくなつたが、氣だてが至  
つてすなほでやさしくて、なりふりにかまはず、人のために綿  
を打ち、苧を績み、機を織り、其の賃錢を得て暮しを補ひ、租税も  
滞なく納めた。其の上そよは自分の食べ物もひかへるまでに  
節約して、父の養の足らないことのないやうにした。善六は酔  
ふと處かまはず倒れ臥して、夜がふけても家に歸つて來ない  
ことが度々であつた。そよは父の身上を心配して、雨風も厭  
はず尋ね歩いた。もし行遇はないときには、善六は歸つて無理  
なことばかり言つて叱るけれども、そよはたゞ詫びて少しも  
逆らはなかつた。又行遇つたときには、善六は「早く歸れ。なぜ人



の樂しみを妨げるか。わしは後から歸る。などと言ふのを、そよはいろいろなだめすかして歸らせ、自分はその後から見え隠れにいついて歸つた。夏の夜善六が路の傍や人の庭などに酔倒れて寝てゐることがあると、そよはたゞ一張しかない蚊帳を持つて行つて父の體を蔽ひ、自分は蚊に喰はれるのも厭はず父を護つて、其の側で夜を明かした。



高修兒一

高修兒一

も感動させられる。まして善六はもと心の曲つた者ではなくて、たゞ酒に酔ふと前後を忘れる悪いくせがあつただけであるから、そよが父の酔つて體を損ふことを氣づかひ、又、人に迷惑をかけてはならないと心配してくれる孝心の厚いのに感じて、遂に自分の行狀を慎むやうになつた。さうして娘の親切を深く喜ぶ餘り、近所の人にも涙を流して其の事を話してゐたといふことである。

第五課 親類

同じ祖先から分れ出た血族が相依つて親和するのは、人情の常であり、人倫の道である。伯父母叔父母從兄弟姉妹等はいふまでもなく、我等の親類であるが、結婚によつて、配偶者の親類



も血族と同様に親類となる。親類は相和し相助けて、互に其の幸福と繁榮を圖るべきである。

親類は常に親愛の情を以て交り、吉事がある時は相慶し、凶事がある時は相弔し、重大な事の起つた場合には、よく相談して力をあはせて事に當らなければならぬ。又祖先の祭祀を營むに當つて親類が相集るのは、我が國の美風であつて、其のために祖先に對する敬慕の情を厚くし、親類間の協同の念を深くする。親類の中には、富んだ者もあらうし、貧しい者もあらう。しかし貧しい者だからといつて之を疎遠にしたり、又富んだ者だからといつてみだりに之に依頼したりするのは宜しくない。

親類は相共に其の名譽を重んじなければならぬ。親類の中

で一人でも汚名を受けると、親類一同の名譽を傷つけ、一家一門の恥辱を招くことになる。それ故我等は、自己の名譽を重んずると共に親類の名譽を重んじ、家門の名譽を傷つけないやうに戒むべきである。

親類間では、お互に親しい餘りに、とかく禮儀がおろそかになり易いものである。しかし禮儀をおろそかにするのは、たとひ親しい間柄でも不和を招く基となるものであるから、常に長幼の順序を正しくし、尊卑の關係をわきまへ、禮を以て交り、親類の和熟を永遠に保つやうに努めなければならぬ。

## 第六課 敬老

我等は世の高齡の人からいろくくの恩を受けてゐる。我が市



町村について見ても、學校があり、道路があり、橋などがあつて、我等が日々に其のおかげを蒙つてゐることは頗る大であるが、これらの施設をするについて、我が市町村の先輩は一通りでない苦勞をしたものである。これらの先輩は、今は年寄つた人も少くないから、我等は其の恩を考へて、高齢の人を尊敬しなればならない。

又世の中は老幼相助けて圓滿に持續けて行かれるものである。かりに世の中の人と同じ年齢の者ばかりであつたとしたら、世の繼續も進歩も望まれないであらう。一年長ずる者は一年だけ多い経験がある。まして高齢の人は世間のいろ／＼の経験を積んでゐるものであるから、之を尊敬しなければならぬ。少壯の者は元氣に満ちて實行の力に富んでゐるけれど

も、経験が乏しいためにやゝもすると輕はずみのことをする。老人は世故に長け、人情に通じてゐて、物事に慎重であるから、手落が少い。それ故、我等は常に老人の教を受け、其の意見を尊重して、自分の修養に努め、世の圓滿な發達を圖るべきである。』古語にも、『吾が老を老として、以て人の老に及す。』とある。我等は自分の父母・祖父母を敬愛する心を移して、他人の父母・祖父母を敬愛し、道を行くにも歩を譲り、汽車・電車等に乗るにも席を譲るやうにしよう。方々に、敬老會・尙齒會などと稱して老人を敬ひ慰める會合の催されるのは、誠に美風といふべきである。』頼杏坪は安藝の人で、山陽の叔父である。初は儒者として廣島藩に用ひられ、學事に力を盡くしたが、民政にも留意して適切なる建言をしたので、後には其の方の役人に任ぜられ、備後の北





部諸郡を治めることとなつた。此の地方は藩廳から遠く距り、其上これまで役人に適當な人がなかつたために、民政が行届かず、田畑は荒れて住民の暮しは困難になり、又人氣は悪くなつて一揆・強訴等の絶間がなかつた。杏坪は廣島から出向き、此の地方の民情を察して、人心を導くには老人を敬ふ風を興すのが何よりも先だと考へた。折しも青葉の間にあちこち花が咲残る晩春の頃で、ちや

うど農家は閑な時節であつたから、杏坪は急に布令を出して、七十歳以上の老人を惠蘇郡山王社に招くこととした。莊屋・組頭等を始め、村々の若者は、杏坪の旨を受けて社前に集り、小屋掛をしたり、筵を敷いたりして準備を整へた。集つて來た老人は實に百二十七人に上つた。杏坪は老人達を喜び迎へて親切にいたはり、若者は肴を運んだり、酒をあたゝめたり、給仕をしたり、いろ／＼座を取持つて老人達をもてなした。老人達は、杏坪の好意と人々のいづもにない親切を非常に喜び、時の移るのも忘れて談笑した。若者は宴がはててから懇に老人達を助けてそれ／＼家に歸らせた。それから後も杏坪は方々でかやうな會を催したので、さすがに人心の荒んでゐた此の地方にも敬老の風が興り、人情も敦厚に赴いた。



第七課 至誠

我等が父母に事へるにも君國のために盡くすにも、他人から強ひられてするのでなく、又私慾からするのでなく、たゞ自分の良心の命ずるまゝにさうせずには居られないのが至誠である。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に「心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものぞかし」と仰せられてある。如何なる行爲も偽り飾らない至誠から出て、始めて眞の善といふことが出来る。至誠は實に萬善の基である。自分の修養の上にも他人と交る上にも人は常に至誠を以て一貫することが大

高修兒一

高修兒一

切である。

二宮尊徳は三十六歳の時、小田原藩主の命を受けて、其の領分



下野櫻町の復興の事に當つた。此の地の住民は遊惰放逸であつて、農事に勤めず、田畑は多くは荒廢してゐた。そこで尊徳は櫻町に行つて、日々領内を巡り、住民の勤惰の有様を察し、土地の肥瘠を調べて、大風暴雨にも酷暑極寒にも嘗て怠ることはなかつた。さうして農業を奨励し、荒地を開拓させよ

うとしたが、奸人共が住民をおだてて、いろ／＼事を構へて仕



事の妨さまたげをした。しかし尊徳はそれを罰はうしないで、諄々じゆんじゆんと道を諭さとし善を勸すすめ、七年の久しい間、努つとめてやまなかつた。しかるに小田原から出張して事を共にしてゐた二三の役人は、尊徳の仕方を喜ばず、上書して尊徳のことを藩主に讒ざん訴そした。藩主は尊徳を呼出して事情をきゝたゞしたが、尊徳の誠意が更によくわかつたので、深く多年の苦勞を慰なぐさめた。尊徳はつくづく思ふには、奸人が外にゐて復興の事業を妨げ、内に事を共にする者が自分を信じないのは、全く自分の誠が足らないためである。誠が通じさへすれば、成就しない事はないはずである。と。そこで身を清めて神に祈いのり、益えき誠を盡くして事に當つた。それ以來民心も自然と一變して樸實はくじつの風が興おこり、荒地の開拓も數百町歩に達した。

高修兒一

高修兒一

領内に岸右衛門といふ者があつた。資産のある方の農夫であつたが、性質が至つて吝嗇りんしやくで、其の上奸智に長けてゐた。初の間は尊徳をあざけり罵つて、村民を歸服せしめないやうに努めた。しかし尊徳は少しもそれをとがめず、誠意を以て教へ導みちびいたので、岸右衛門も次第に感化されて、數年の後には大いにみづから悔悟し、家財を賣つて百餘兩を得、それを以て窮民救恤きゆうみんきうじゆの資として提供するに至つた。尊徳の如き人は實に至誠を以て人を動かしたものとといふべきである。

格言 至誠ニシテ動カサザル者ハ未ダコレ有ラザルナリ。

第八課 正直

或時、尊徳は多くの人夫を雇つて、領内物井村の荒地を開いた。



人夫の中に、尊徳の見てゐる時には、汗を流して一生懸命に働くが、尊徳の居ない時には、なまけてばかりゐる者があつた。尊徳は度々其の者の傍に行つて、働く様子を見てゐたが、遂に陰日向のあることを看破し、聲をはげまして、「お前は人を欺かうとするのか。今自分がこゝに居ればさうして力一ぱい働くが、自分が去つたならば、きつとなまけるに違ひない。人の力には限がある。終日そんなに一生懸命に働いたら、一日できつとたふれるだらう。」と言つた。人夫は大いに驚いて、地上に平伏して罪を謝した。

又人夫の中に六十歳ばかりの老人があつて、終日こつくと木の根を掘つてゐた。或人が「少し休んではどうか。」と言ふと、老人は、「年寄が若い者と同じやうに休むと、人並の仕事が出来ない。」と言つて、少しも鋤の手を休めなかつた。開墾が終つてから、尊徳は其の老人を呼んで、よく働いた褒美として金十五兩を與へた。老人は大いに驚いて、年をとつて人並の働の出来ない私が、人並の賃金をいたゞくのさへ分に過ぎたこととでございます。こんな御褒美をいたゞくわけがありません。」と言つて、其の金を戻さうとした。尊徳はそれを諭して、「いや、辭退するには及ばない。自分は日々皆の働

高修兒一

い。」と言つて、少しも鋤の手を休めなかつた。開墾が終つてから、尊徳は其の老人を呼んで、よく働いた褒美として金十五兩を與へた。老人は大いに驚いて、年をとつて人並の働の出来ない私が、人並の賃金をいたゞくのさへ分に過ぎたこととでございます。こんな御褒美をいたゞくわけがありません。」と言つて、其の金を戻さうとした。尊徳はそれを諭して、「いや、辭退するには及ばない。自分は日々皆の働



高修兒一



く様子を見てゐたが、誰でも開き易い場所を選んで鋤を下して、其の開いた地面の多いのを見せようとしてゐる。それにお前は他人の嫌ふ木の根を掘つて終日怠らない。其のために働は目にたゝないが骨折は他人の倍である。それを他人と同じやうに視ることは自分には出来ない。聞けばお前は貧しいために他領からかせぎに来てゐるのださうである。それに見す見すもらへる賞金を道でないといつて辭退しようと思つて、此の金は天の心の美しさは、とても他人の及ぶところでない。此の金は天がお前の正直を褒めて下し賜はつたものと思つて、持つて歸れ。」と言つたので、老人は涙を流してそれを受け、喜び勇んで故郷に歸つた。

人は正直でなければならぬ。正直な者は俯仰天地にはぢる

ところがないから、いつも心が穩やかである。しかるに不正直な者は自分の心の醜いのを隠さうとするために、いつも不安な心持を去ることが出来ない。そして其の不正直なことは、いつか現れずにはゐないのである。我等は常に言行が公明正大であるやうに努めることが大切である。知らないことははつきりと知らないと言ふがよい。それを知つたやうに言ふのは偽である。又話を殊更に面白くしようとして、事實を誇張して言ふのも宜しくない。殊に目前の利益のために、決して不正な行をするやうなことがあつてはならない。

商工業に最も大切なのは信用である。もし商工業者が正直でなく、うはばはよく見えて其の實は粗悪な物を造つたり、又見本と違つた品を賣つたりするときは、信用を失つて、取引をす



る者がなくなるであらう。殊に外國貿易に關してかりそめに  
も此のやうな行爲があると、本邦品の聲價をおとし、延いては  
國家の不利を來すことになる。

第九課 反省

人には何か特殊な性癖があり、又時に言行に過失があるのを  
免れないものである。もしそれを其のまゝ打棄てて置くと、其  
の性癖は増長し、過失は習慣となつて遂になほすことが出來  
ないやうになる。それ故、人格を修養するには、常に自分を振り  
かへつてみて、其の性癖の偏したところは矯め、言行の過つた  
ところは改めて、一步々善に向つて進んで行かなければな  
らない。

昔、孔子の弟子に曾子といふ賢人があつて、吾日に三たび吾が  
身を省みる。人の爲に謀りて忠ならざるか。朋友と交り言ひて  
信ならざるか。習はざるを傳ふるか。と言つてゐる。又かのフラ  
ンクリンは、毎夜寝る前に必ず其の日にした行を反省して善  
い習慣を造ることに努めたといふことである。古來  
すぐれた人は多くは反省によつてみづから修養に  
努めたものである。

廣瀨淡窓は豊後の人、咸宜園といふ家塾を開いて前  
後三千餘人の弟子を教育









かやうにして怠らず善行を積んで、遂に十二年七箇月の後には、善の數から惡の數を差引いて殘の善の數が一萬を超えるまでになり、こゝに年來の望を遂げることが出來た。此の時、病身の淡窓も既に六十七歳の高齡に達し、其の人格も圓熟して來た。しかし淡窓は決して其のまゝ安んじてゐないで、再び同じ方法によつて反省の工夫を續け、七十五歳で歿するまで努めてやまなかつた。

## 第十課 責任

人は誰でも我が身に引受けて果さなければならぬ務がある。これらの務はどこまでもりつばにし遂げ、又した事の善し惡しについてもあくまで其の結果を自分に引受けなければ

ならない。之を責任といふ。

郵便物が間違なく届き、汽車、汽船で安全に旅行が出来るのは、通信交通の業務に従事する人々が、それ／＼自分の職務に責任を以て當るためである。社會は人々が皆責任を重んずることによつて成立つて行くのである。もし世の中の人が引受けた務を顧みず、又自分のした事について責を負はないといふ風であつたら、我等は互に他を信賴することが出來ず、安心して生活することは出來ない。大正天皇は國民精神作興に關する詔書の中に「責任ヲ重シ」と仰せられ、國家社會の幸福を進めるために責任を重んずべきことをお諭しになつた。

人は先づ自分の責任について自覺することが大切である。他人と約束したことは必ず守らなければならぬ。初から實行



の見込のないことを軽々しく約束するのは、責任を解しない者である。又自分の擔當した職務については深く責任を感じ、私を忘れ公に奉ずる精神を以て之に當らなければならぬ。なほ責任には健康を進め智徳の修養をするやうな自分自身に關するものもあり、市町村の繁榮を圖るやうな他の人々と共同して負ふ一般の責任もある。これらの責任も決して忽にしてはならない。要するに自分の責任を自覺しない人は如何程才能があつても、人としての資格を缺くものといふべきである。

責任は時と場合によつて之を果すに緩急の別があるが、いやしくも自分の責任である以上は、困難に屈せず、利害に惑はず、りつぱに之を果す覺悟がなければならぬ。又自分の引受け

てした結果がうまく行かなかつた場合に、其の責を他人におしつけるやうなことをするのは、甚だ卑劣なことである。吉良平治郎は大正十一年一月十九日の夜ふけ、北海道釧路郵便局から昆布森郵便局への郵便物遞送に従事し、折からの荒天を冒して出發した。兩局の間は四里ばかりの道であるが、途中で天候が一層險惡となり、遂に暴風雪となつた。雪には慣れてゐる平治郎もさすがに此の吹雪には困つたが、公の職務を思つて、背負つた郵便行囊に降りかゝる雪を打拂ひ、進んで行つた。

平治郎が釧路から約三里を距てた字宿徳内に通ずる坂路にさしかゝつた頃には、暴風雪はいよゝゝ烈しくなり、行く手は見えず、荷物は重し、其の上襲つて來る飢と身を切るやうな寒



さに耐へかねて、雪の中によろめき倒れた。しかし郵便物の大切であることを思ふと、又勇氣を振るつて起上り、僅かに寒さを防いでゐたズツクの外套をぬいで、郵便物がぬれないやうに行囊を包み、さうして帶を裂いて其の上をしつかりとくつた。更に唯一の力としてたづさへて來た竹の杖を傍に立て、先端に手拭を結んで目じるしとした。それから救助を求めようとして、坂下の人家のある方を指して、深い雪の中を歩き出した。しかしものの一町も進まない中に、吹雪は全く彼を埋めてしまつた。

平治郎の行方不明の報が傳はると、附近の青年團員は、郵便局や警察署の人々を助け、手を分けて搜索に従事した。さうして深さ胸に達する積雪を踏分けて、非常な骨折の末、平治郎が目

高修兒一

高修兒一

じるしとして置いた竹の杖によつて、雪に蔽はれた行囊を先づ發見し、次いで凍死してゐた平治郎を發見することが出來た。局員が行囊を調べて見ると、少しも異狀なく、檢視に來た人も、青年團員も、平治郎が郵便物を大切にし細心の注意を拂つた跡をありくと認めて、其の職責を重んずる精神の厚いのに感激しない者はなかつた。

## 第十一課 勇氣

爲すべきことは必ず斷行し、爲すべからざることは決してしないといふ意志の力が即ち勇氣である。誘惑を斥け私慾を抑へる克己の徳、艱難を凌ぎ辛苦に耐へる忍耐の徳、小成に安んじないで何事も進んでする進取の氣象、これらはいづれも勇



氣である。しかし頑固であり、剛情であるのは、如何にも勇氣であるやうに見えるが、それは正しいことにいさぎよく従ふことが出来ないものであるから、勇氣とはいへない。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に、「軍人は武勇を尙ふへし、夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば、我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし、況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば、片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ、武勇には大勇あり、小勇ありて同からず、血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは、武勇とは謂ひ難し、軍人たらむものは常に能く義理を辨へ、能く膽力を練り、思慮を殫して事を謀るへし、小敵たりとも侮らず、大敵たりとも懼れず、己か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれされは、武勇を尙ふものは、常々人に接

るには、溫和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ、由なき勇を好み、猛威を振ひたらは、果は世人も忌嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそと仰せられてある。此の勅諭は、軍人に賜はつたものであるが、一般の國民もまた之を奉體して常に武勇を尙ふべきである。明治以來、數度の戦役、事變に際して、出征する子弟を送る父兄等が、家の事は心配するな。一心に御國のために盡くせ。と勵ましたのも、よく尙武の精神を發揮したものと、いふべきである。

勇氣は戦時に於て大切であるばかりでなく、平時に於ても必要である。凡そ如何なる事に當り如何なる業務を執るにも、勇氣がなくてはならない。我等が學業に勵み、善良な習慣を造るにも、勇氣がいる。或は攝生を守り、身體を鍛鍊するにも、勇氣が



いる。又傳染病患者を治療する醫師にも、荒海に乗出す漁夫にも、勇氣がなければ其の業に従事することが出来ない。つづら折の道をたどり、時には岩根をよち、谷川を渡つて後、始めて高山の頂に達する。途中の困難に屈する者は、とても頂上の壯觀に接することは出来ない。何事を成すにも、先づしつかりと目的を立て、よく手段を考へた上で着手し、順序をおうて、倦まずたゆまず進むことが大切である。途中で思ひがけない、障碍に出會つて失敗することがあつても、これもまた一つの試練だと考へて、あくまでも自分の力を信じ、勇氣を鼓舞して進むがよい。かやうにして進んでやまなければ、いつかは目的の頂上に達することが出来る。

勇氣の多少は身體の強弱にもよるが、主として精神の修養如

高修兒一

安

何によるものである。眞の勇氣は、自分のすることが、目的に於ても手段に於ても道に合し、顧みて公明正大、少しも天地にはおぢないといふ信念の下に生じて來るのである。それ故、眞の勇者とならうとするには、精神の修養が最も大切である。

格言 義ハ勇ニ因リテ行ハレ、勇ハ義ニ因リテ長ズ。

第十二課 進取の氣象

滔々たる大河の水は、夜も晝も流れ、てやむ時がない。遠い古から人類の文明が進み進んで今日の發達を見、更に進んでやまない有様は、かうもあらうと思はれる。

進み進んでやまないのは我が國民の意氣である。悠遠なる國史の成跡を一貫してゐるものは、此の國民進取の氣象である。



大化の新政も明治の維新も皆此の氣象から生出されたのである。世界いづれの國にあつても、國運が隆昌に向つてゐる國は、其の國民に進取の氣象の盛でないものはない。進まう／＼とするのは少年に特有な氣持である。此の氣持があるから、少年の前途はのび／＼として楽しいのである。しかし進むといつてもあてなしに進むのはよくない。必ず正しい目的を立て、又よく事情を考へて進むべきである。かやうにして前途にどんな障礙があらうとも、河水が巨岩を穿つて流れる勢で進まなければならぬ。小さな成功をしても決してそれに安んじないで、河水の流が一たん淵となるとも、更に早い瀬となつてほとばしるやうに、目的に向つて勇ましく進んで行かなければならない。

高修兒一

高修兒一

牛島謹爾は久留米在の舊い農家に生まれ、明治二十一年、二十五歳の時、志を立ててアメリカ合衆國に渡つた。其の頃の渡米者は、大てい修學を目的とし、將來は日本に歸つて官途にでも就かうといふ者が多かつた。其の中で、謹爾はひとり田舎の農園に行き、馬鈴薯作りの名人といはれる人に従つて農事を習つた。さて、此の經驗をもとに自分の農園を經營したいと思つて、カリフォルニア州中部の或村で、六ヘクタールばかりの土地を借り、そこに馬鈴薯や豆などを作り始めた。元來此の地方





は、二つの大河が將に合流せんとする間にはさまれた廣大な沼地で、人をもかくす水草がぼう／＼と生ひ茂り、中には野牛がすんでゐた程で、三十年來、白人が幾度か開拓を試みたが到底望がないと拋棄した土地であつた。謹爾はこゝに鋤を入れたのである。それより後は、毎年風害・水害等に遭はないことはいつてもよいから。或は不作で幾日も南瓜ばかりを食つてゐたことがあり、又豊作を喜んでゐると一夜ですつかり作物を洗ひ流されたこともある。けれども失敗に遭ふ毎に其の勇氣は益加り、去年よりも今年、今年よりも來年と次第に手をひろげて、渡米の十年目には百五十ヘクタールの耕地を得、其の年始めて事業の基礎を確立することが出來た。謹爾はそれになほ満足せず、益耕地をひろげ、主として馬鈴薯の栽培

を爲し、或は天災により、或は財界の影響によつてしば／＼つまづいたけれども、不撓不屈よく萬難を排して、遂に土地を開拓すること四萬ヘクタールに及び、洪水の憂を除き、地方の開発を促した。さうして馬鈴薯の産額は年百萬俵に上り、カリフォルニア州の馬鈴薯の年産額の三割以上を其の農園で占め、州の市場を左右するまでになつた。かやうにして謹爾の産業上の功績はあまねくかの地の人に認められ、「馬鈴薯王」と稱せられるに至つた。

謹爾が巨富を作つた後、錦をきて故郷に隱退することを勧める人もあつたが、「それはびく一ばいに小魚を釣つて満足するやうなものだ。自分は願はくは幽谷の熊を捕へたい。」と言つて従はなかつた。晩年には、更にメキシコや南米に發展の新天地



を求めて居つたが、其の計畫の實現を見ない中、大正十五年、六十三歳で病にたふれて、かの地の土となつた。

スタンフォード大學のジョルダン名譽總長は彼の死をいたんで、君は多年カリフォルニア州に於ける最も信用あり且尊敬せられた實業家の一人であつた。君は十五年間在米日本人會長として活動したが、附近の日本人間に於けると同様に、米國人間にもなかく、勢力があつた。君は事業に關する契約に ついては證書を用ひなかつたけれども、決して其の信用を毀損することがなかつたさうだ。と言つた。謹爾は多年日米兩國親善のために力を盡くし、功を以て勳四等に叙し、旭日小綬章を授けられた。

## 第十三課 身體

我等が智徳を修養するにも、又將來家を治め、進んで國家社會のために盡くすにも、身體の健康が必要である。殊に繁劇な今日の時世に處して事を成し遂げるには、いろく、めんだうな仕事に堪へる體力と、年をとつても容易に衰へない元氣が必要である。此の點で我が國民は歐米人に比べると幾分劣つてゐるといはれてゐる。我等は單に自分のためばかりではなく、我が國運の發展のために、身體の強健を圖らなければならぬ。又我が子孫のために、我が民族の將來のために、我等は先づ自分の健康をよくして、優秀な體質を傳へるやうにしなければならぬ。

精神と身體とは極めて密接な關係がある。身體が健康である



と、精神の働を十分に發揮することが出来るが、健康を害すると、氣が弱くなつたり、心が僻ひがんだりして、何事も元氣よく出来ず、又愉快くわいに人と交することも出来ない。しかし又心の持ちやう次第で、身體の健康を圖ることが出来る。例へば心を正直に持つときは、何等心しんにやましいところがないから、身體の健康によい。私慾しよくを抑おさへて克己こくぎの習慣しゆくわんを造ると、病に侵おかされるすきがない。

身體を健康にするには、常に衛生の心得を守るのが第一である。

身體衣服及び住居を清潔にすることは極めて大切である。身體が清潔であれば、健康を保つに益があるばかりでなく、氣分を爽快さうくわいにする。之に反して、身體が不潔であると、病氣にかゝり

易いばかりでなく、他人に不快を感じさせ、結局自分の品位までも傷つけることになる。毎朝、顔を洗ひ、口を漱すすぎ、齒を磨みがき、入浴するときにはよく全身を洗ふがよい。衣服はよく洗濯せんたくをして垢かのつかないものを着、住居は掃除そうじを十分にすることがよい。新鮮な空氣と日光は、健康に極めて必要であるから、努つとめて空氣の新鮮な日當りのよい處に出るがよい。又室内の通氣をよくし、衣服、寢具等を時々日光にさらすことも必要である。飲食は身體營養の本であるが、飲食のために健康を害せられることもあるから、よく注意しなければならぬ。食物はすべて新鮮な物を取り、不熟の物や腐敗ふはいしかけた物は、決して飲食してはならない。又みだりに食物の好き嫌ずききらひをし、好きな物だとして過食するのは宜しくない。飲酒は心身に害がある。酒を多



量に飲むといはゆるアルコール中毒を起し、身體の諸部を傷ひ、病にかゝり易い性質を造り、病の経過を長くし、壽命をも短くする。又作業の能力を減じ、徳性を傷ひ、過失や犯罪に陥ることが多い。飲酒の害は、自分一身に止らないで、遠く子孫にまでも及び、遂に國家社會の衰運を招くやうになる。喫煙の害も飲酒に次いで大きいものであるから、之を慎まなければならぬ。酒煙草は、初は嫌ひでも、のみならふとだん／＼多くのむやうになり易く、又一度くせになると、なか／＼やめにく／＼、知らず知らずの間、に大害を被るのである。飲酒喫煙の害は、心身のまだ十分に發育しない者に殊に甚だしい。それ故未成年者は、決して之をのんではならない。法律で未成年者の飲酒喫煙を禁じてあるのもこれがためである。なほ成年となつても、かや

うな悪い習慣をつけないやうに慎まなければならぬ。身體を強健にするには、努めて之を鍛錬することが大切である。寒いからとてみだりに火にあたり、厚着をし、或は襟巻を用ひ、又暑さを恐れて運動を怠るやうでは、身體を弱くする。年少の時から寒暑に耐へるやうに漸次に身體を慣すことに心掛けないければならない。冷水摩擦や深呼吸をするのもよい。又常に姿勢を正しくし、元氣よく體操や遊戯をし、遠足登山水泳スキー等、土地や季節に適した運動をして、身體を鍛錬するのは、強健な身體を造るに極めて有益である。健康を進めるには、生活の規律を保つことが大切である。食事や寢起きの時刻を正しくし、夜は早く寢て十分に眠り、朝は早く起床する習慣を造るがよい。身體は、適度に働かせるとよく



發育するが、運動が不足したり、又過度であつたりすると、發育が十分でない。それ故、鍛錬にも規律を正しくし、適度の休養をすることがよい。

身體の健康であるか否かは人の生まれつきにもよるが、生まれつき虚弱な人でも、精神を修養して生活の規律を守り、攝生に注意し、身體の鍛錬に努めるときは、健康を進めて強壯の人となることが出来る。強壯な人でもそれらの注意を怠ると、健康を害して虚弱の人となる。かの貝原益軒や伴信友のやうな人は、平生身體を健康にすることに努めて長壽を保つた人の適例である。

格言 健全ナル精神ハ健全ナル身體ニ宿ル。

## 第十四課 職業

世間の人々が働いてゐる有様を見ると、田畑に出て耕す者もあれば、山林に入つて木を伐る者もある。或は工場で槌をふるふ者もあれば、商店で品物をあきなふ者もある。其の他、會社、銀行、病院等で、人々は毎日せつせと働いて居る。どうして人はそんなに働くのであらう。それは、一方から見れば、一身一家の生活に必要な収入を得ると共に、自分の能力を發揮するためである。人は誰でも何等かの能力があれば、働かずに居られない性質を持つてゐて、働いて自分の仕事を成し遂げると同時に、其の能力を發揮することに満足を感じるものである。秋の豊穰は農家にとつて收穫の喜であるばかりでなく、勤勞のみのりとしての喜である。又品物の製作は工業家に利益の喜を



與へると共に、製品完成の満足と與へる。  
人が生活するには直接衣食住に要する物を始として、其の他  
いろ／＼の物が必要である。食物についていへば、米、麥や野菜  
もいれば、味噌、醬油もいる。又肉類、塩、砂糖などいろ／＼の物が  
いるが、これらの物が作られて家々の臺所に運ばれるまでには、實に多くの人の働を要する。衣服にしても住居にしても同様に多くの人手がかゝつてゐる。其の他書籍とか、新聞紙とか、醫藥とか、道路、自動車、汽車、汽船等、數へ上げれば際限もない程世の人の助を受けてゐる。これらのものをすべて自分一人の力で作り出さうとしても、到底出来るものではない。そこで人は自分の得意とする仕事に勵んで、互に助け合つて協同生活を營んでゐる。

以上は假に自分の生活を中心にして眺めたのであるが、人々がかうして自分の得意とする仕事に勵むのは、畢竟國家の存立繁榮のために大切なそれ／＼の仕事で、己が職分として受持つてゐるのである。

人は誰でも相當の年齢になつたら、一定の職業をもたなければならぬ。さうして一身一家の收入を得て身を立て家を齊へ、又自分の性能を十分に發揮して國家の存榮を圖るべきである。

職業の選擇は、人の一生にとり極めて重大な事柄である。もし其の選擇を誤つたら、國家の存榮に十分な奉公が出来ず、一生は徒爾に歸するからである。人と生まれてこれ程の心外があるらうか。故に人は自分に最も適した職業を選ぶべきである。



「好きこそ物の上手なれ。」といふ諺ことわざもある通り、自分の好む職業を選ぶがよい。しかしそれが自分の性能に適してゐなかつたら、仕事の上達は期し得られるものでない。そこで職業を選ぶには、自分の望む職業が心身の能力や性質に適するかどうかをよく確かめなければならぬ。次に考ふべきは境遇きやうぐうである。人によつて其の境遇はいろいろに異なつてゐるから、それぐ家の事情に應じて職業をきめる必要がある。父祖傳來の職業のある家に生まれ、其の家を繼ぐ者は、なるべく家業を繼いで改めないがよい。又職業によつては、之に従事するのに相當の資本を要したり、或は特別の資格を要したりするから、それが得られるかどうかといふことも、豫め考へて置かなければならない。

なほ、職業を選ぶに當つては、種々の職業の性質と社會の需要を考へ、國家社會の健全な發展に貢獻し得ることを標準へうじゆんとすべきである。

かやうに職業を選ぶには、いろいろの方面にわたつて十分に考慮かうりしなければならぬから、父兄とよく相談して其の意見や希望を聞き、又先生先輩等の指導しどうを受けることが大切である。さうして一たんきめた職業は決して輕々しく改めないやうにしなければならぬ。

自分の職業は之を愛し、常に愉快くわいに之に従事することを要する。さうすれば、仕事に自然に興味が湧き、其の業に熟達するこゝとが出来ゝ。しかし毎日同様の仕事を繰返す中にあきが來たり、又は困難な事に出會つて苦しんだりすると、自分の職業が



いやになつて、他人の職業を羨ましく思ふことがある。どんな職業でも、外からは樂に見えても、皆それ相應に苦勞のあるものであるから、決して自分の職業をつまらないと思つてはならない。元來職業に従事する者が、みづから慰められ、又世人からも尊敬せられると否とは、其の執るところの職業の種類如何によるよりも、むしろ其の人の精神の正しいかどうかといふことによるものである。それ故、人々は自分の精神を正しくして、専心其の職業に従事し、以てこれが進歩を圖らなければならぬ。

第十五課 勤勉

世の中に心身を働かせずに出来る事は一つもない。何事も勤

勉によつて成り、怠惰によつて敗れるものである。とりわけ職業に従事するには、勤勉であることが大切である。如何程才能があつても、安逸を貪つて心身を勞することを嫌ふ者は、結局職業に失敗し、之に反してすぐれた才能はなくても、忠實に骨身を惜しまず働く者は、必ず成功する。勤勉は幸福の母であつて、家は家族の勤勉によつて興り、國は國民の勤勉によつて榮える。

昔伊勢屋吉兵衛といふ商人があつた。幼名を吉松といひ、十一歳の時、商人にならうと志を立てて、三人連で近江からはるる江戸へ出て来て、麴商伊勢屋彦四郎の家にとどり着いた。他の二人は直ぐ草鞋をぬぎ捨て足を洗つてさつさと上つたが、吉松はぬいだ草鞋の土を洗ひ落とし、垣にかけて置いて、それか



ら足を洗つて上り、丁寧に主人に挨拶した。彦四郎は之を見て、將來見込のある若者だと思つた。

此の家には二十餘人の若者が雇はれてゐたが、吉松は皆にすぐれてよく働いた。毎朝他の若者がまだ起きない中に、一度遠方へ麴を賣りに行つて歸り、それからまた他の者と同じやうに近邊を賣歩いたから、賣上高がいつも他の者の倍以上もあつた。夕方には若者がめい／＼米一臼づつ搗いて仕事を終へ、其の後は皆勝手に遊びに出たが、吉松はいつも居残つて他の者の搗いた米の跡始末などをした。かやうに一生懸命に働いてゐる中に吉松はいつしか十八歳になつた。

彦四郎は吉松の勤めぶりに感心して、一度其の心底を確めた上で、大いに取立てようと考へた。或朝、吉松はあきなひが多く

て他の者よりも後れて歸つて來た。まだ朝飯も食はないのに、彦四郎は吉松に「水一荷汲んで來い。」といひつけた。吉松は勢よく水桶をかついて行つて一荷汲んで歸ると、主人は「もう一荷汲んで來い。」といひつけた。此の時、他の者は皆もう飯をすましてゐるのに、主人は其の者等にはいひつけずに、どうして自分ばかりに汲ませるのだらうと吉松は不審に思つた。が、もとより骨惜しみしない吉松のことであるから、言はれるまゝにまた出かけて汲んで來た。すると主人は「ついでにもう一荷汲んで來い。」と三たびいひつけた。井戸はかなり遠くにあつた。吉松は、今は腹はへり足は疲れて一步も踏出せないやうであつたが、主人のいひつけを大事に思つて、やつこのことでもう一荷かついで歸つた。彦四郎は之を見て大いに喜び、吉松を自分の



前に呼寄せて、新しい衣服を取出して着かへさせ、さぞ腹がへつて疲れたらう、自分もまだ飯を食べずに待つてゐた。」と言つて、吉松に鯛の焼物などの料理を與へて一しよに食事をさせた。それから彦四郎は若者一同を呼集めて、今日から吉松は吉兵衛と改名させ、番頭を申しつける。それを不服に思ふ者には暇をやつても宜しい。」と言渡した。吉兵衛は其の後十餘年間、少しも變りなく誠實に勤めた。そこで彦四郎は、家屋敷を買求め、資本を出して、吉兵衛に大きな呉服店を經營させたが、これも大いに繁昌した。

後、彦四郎は死ぬ時、吉兵衛が日頃の勤勉に報いるために、其の呉服店をすつかり吉兵衛に譲り與へた。それから吉兵衛は益々家業に勵み、店はいよゝゝ繁昌した。後に其の家から出て伊勢

高修兒一

高修兒一

屋を名のるものが五十三軒にも及んだといふことである。

精出せばこぼる間もなし水車

第十六課 自立自營

雛鳥も、時が来ると親鳥の温い懷を離れ、けなげにもひとり餌を求めて、はてもない大空の中を飛ぶ。人と生まれながらいつまでも親や他人にたよつて居るのは、此の上もない恥である。誰でも相當の年齢になれば、皆職業に就き、是非とも自分の勤勞によつて職分を果す決心がなければならぬ。算術の問題一つ解くにも、圖畫を一枚かくにも、自分一人の力で成し遂げると非常に愉快なものである。まして自分の働で、りつぱに業務を執ることが出来たら、どれ程愉快なことであらう。



自立自營の人となるには、幼少の時から心掛けて、自分の力で出来る事は、すべて人にたよらずにする習慣をつけなければならぬ。身のまはりの始末から課業の豫習・復習まで、よし十分には出来なくとも、自分でする習慣をつけると、何事をするにも自信が付き、初は力に餘つた事でも、いつの間にか容易に出来るやうになつて、人の力を借りたのでは、却つて満足が出来なくなる。之に反して自分ですれば出来る事でも人に助けてもらつてゐると、いつとなく依頼心が起り、成長の後も人並の事が出来ず、遂には人にたよらなくては何事も出来ない意氣地なしの人間になつてしまふ。常に人手を借り得る境遇の者でも、努めて自分でする習慣を養はなければならぬ。

我等はさきに高田善右衛門やフランクリンが、他人にたよら

ず自分の力で業務を成し遂げた話を學んだ。古からりつぱに業務を成し遂げた人は、すべて他人に依頼せずみづから勤勉努力した人である。

自立自營の精神は、其の人個人にとつて大切であるばかりではなく、市町村や國の一員としても大切である。市町村や國にあつて人々が皆自立自營の精神に富み、各自の業務に勤勉であれば、やがて其の市町村は繁榮し、其の國は隆昌に向ふ。自身を處する力もない者が如何程市町村や國のために盡くさうとしても、其の實の擧るはずがないからである。

自立自營はみだりに他人にたよらないことには相違ないが、といつて何も孤立することではない。又自分の力で事を成し遂げることはあるが、自分の利益ばかりを圖ることではな



ちろんない。自立自營の精神は實に協同の精神と相伴なつて國家の基礎を堅實ならしめるものである。

## 第十七課 質素

人は常に質素を旨とし、無益の消費をはぶいて他日の有用な費途に備へる心掛が大切である。此の心掛のない者は一朝思ひがけない事に出會ふと、忽ち生活に困つて救助を他人に仰がなければならぬやうになる。甚だしきは窮した餘りに不正な事をして、其のために一生を誤ることさへある。よしそれ程のことはなくても、世間の交際の道にはづれ、子女の教育も思ふまゝに出来なくなる。それ故平素各自の分に應じて費用を節し、郵便貯金、銀行預金などによつて貯蓄をすることが肝

要である。

一國の隆昌は其の國の富に待つことが大であつて、國富は主として國民各自の勤儉力行の結果である。大海の水も一滴から成る。多くの人が皆心をあはせて無用の費をはぶけば、一人では僅かの節約でも、それを集めると驚くべき金額となる。例へば、我が國民の總數を一億人として、各人が一日に一錢づつの節約をすると、一日の總額は百萬圓、一箇年には實に三億六千五百萬圓の巨額に達することになる。それを國に必要な事業に用ひると、國運の隆昌に資することは誠に少くない。我が國の富を英米等の諸國に比較して見ると、残念ながら甚だしく劣つてゐる。我が國民は常に質素を旨として、一層國富の増進に努め、益國運の發展を圖ることが大切である。



明治十五年軍人に賜はつた勅諭に「軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり」と仰せられてある。此の勅諭は軍人に賜はつたものであるが、一般の臣民もまた之を奉體して質實剛健の精神を養ふべきである。かやうに質素を旨とするのは産を治めるに大切であるばかりでなく、又己を修めるに大切な道であるから、富んだ人でも貧しい人でも、質素にするのは誠に人の美德と稱すべきである。

質素はたゞ一時之に努めるだけでは不十分である。日常之を旨として習慣としなければならぬ。又自己の衣食住につい

高修見一

高修見一

て質素を旨とするばかりでなく、協同生活に於ても互に奢侈を戒め濫費を慎むやうに心掛けることが大切である。



金原明善は静岡縣の人、天保三年、天龍川のほとり和田村に生まれ、大正十二年、九十二歳の高齡を以て歿した。終生勤儉力行、己を忘れて人のために圖り、天龍川の治水を始め幾多公益の事業に力を盡くして、其の功績が頗る顯著であつた。

明善は相應の資産を有し、獨力で銀行をも經營する程であつたが、常に粗食に甘んじ綿服をまとひ、専心業務に勵んで少し



も倦まなかつた。又どんな物でも決して粗末にせず、状袋は反古でみづから作ったものを用ひた。手拭が古くなつてもそれを捨てないで、きれいな部分は繼合はせて用ひ、きたない部分は雑巾にして使つた。

明善は外に出る時は、粗末な下駄をはいて、徒歩で行くのを常としてゐた。又遠方へ行く時は汽車に乗つたが、それも必ず三等車に乗つた。嘗て岐阜縣知事から、治水植林の事について其の意見を聞くために招聘されたことがあつた。縣の有志の人は、岐阜驛まで出迎へて、一二等車の方ばかりに目をつけてゐたが、降りた客は皆外へ出てしまつても、一向其の人らしい姿が見えない。一同、どうしたのであらう、一汽車後れたのか、などと云つて次の汽車を待つてゐると、縣廳から、金原さんが只

今見えたから直ぐ來てもらひたい。」と電話がかゝつたので、一同は互に顔を見合はせた。見附からなかつたのももつともで、明善は木綿の着物に股引をつけ、草鞋をはいた質素なみなりで、三等車から降りて徒歩で縣廳へ行つたのである。

明善は常に人を戒めて、衣食住は其の華美を望むときは際限のないものであるから、みづから制限して足ることを知れば、一生の幸福といふべきである。制限の工夫には先づ目をつぶつて世の衣食住に窮して居る人々の身の上を思ふがよい。同胞の中にかやうな者が多いことを考へれば、自分の榮耀が却つて恥づかしくなる。」と言つた。

## 第十八課 規律



我等の生活には規律が大切である。世の進歩に伴なつて物事が益々複雑になればなる程、規律を守らないと何事も満足には出来ない。

本居宣長が「どんな物でも、それを捜す時のことを思つたならば、しまふ時に氣を附けなければならぬ。入れる時に少しのめんだうはあつても、いりようの時に早く出せる方が宜しい。」と家人を戒めてある通り、何でも常々しまふ所を一定して、よく整頓して置かなければならない。物の入れ場所が一定してゐなかつたり又入れ方が亂雑であるといふ物を捜し出すのに心を勞するばかりでなく、用事がはかどらず、人にまで迷惑をかけるに至ることがある。

すべき仕事を一定の時にしてしまへば、仕事の結果が明らか

に見えて心に勵みがつき、仕事の能率は増進する。之に反してすべき仕事をすべき時に片付けないで置くと、後から〜仕事がつかへて来て、手の着けやうがなくなり、心ではあせりながら仕事は一向はかどらない。日常生活にも時刻を定め順序を立てることが必要である。毎日一定の時刻に起臥し、飲食勉強仕事休息等もそれ〜、時を定めて行ふがよい。又一年中のすべき事は大體きめて置いて、前からそれ〜、用意を怠らないやうにし、特に忙しい時は用事を書留めて置いて、一つ〜果さないといふ、とんだ手落が出来て困ることがある。

常に事物の整頓に注意をし、時刻のきまりを正しく守るのは、規律ある生活をするのに最も大切なことである。殊に今日のやうに、どんな職業でも其の仕事の能率をなるべく高くする



必要に迫られてゐる時勢では、規律を守ることが大切なことは一層痛切に感ぜられる。なほ現今の協同事業は一般に分業によつて行はれ、又其の關係が複雑微妙になつてゐる。かやうに組織だつた事業を圓滿に成し遂げるには、之に當る人々の間に規律を守る心掛がなければならぬ。

規律を守るには不斷の努力がいる。些細な事に骨惜しみをし、て、せつかく出來かゝつた規律の習慣を破るやうなことがある。つてはならない。困難な事でも努力してゐると、後には容易に實行することが出来るやうになる。かやうにして規律正しい生活をして居ると、いつも精神が晴々として身體は元氣に充ち、仕事はよくはかどつて、常に何事にも備へる餘裕が出来る。さうして一身一家の幸福が得られ、延いては國家社會の繁榮

を期待することが出来る。

## 第十九課 禮儀

儀式や集會に列席する時はもちろん、日常の生活に於ても、我等の言語舉動容儀服裝について皆それを守べき禮儀がある。禮儀は我等の内にある恭敬の心を外に表すものである。恭敬の心が内になくて、たゞ外面ばかりを修飾するのは虚禮であり、内に恭敬の心があつても、それを正しく外に表さないのは禮を缺くものである。人の品位は禮儀によつて保たれるものである。野卑な言葉をつかひ、粗暴な舉動をすれば、自己の品位を傷つけ、人からは爪はじきされる。之に反して、常に禮儀を守れば、自己の品位を高め、人からも尊敬を受ける。



禮儀を重んずるのは、又他人の人格を重んずるわけである。自分勝手のことをしたり、高慢な振舞をすれば、人の感情を害し、延いては社會の平和をも損ふやうになる。人々が常に禮儀を守つて自己の品位を保つと共に、他人の人格を重んずれば、社會の風儀も随つて善くなり、秩序も正しく保たれて、社會の品位がおのづから高くなる。一國の文明の程度も、其の國民の禮儀を重んずる程度によつて判斷せられる場合が多い。我等が禮儀を守るのは、大にしては社會の品位、國家の體面を保つこととなるのである。

祭祀、婚禮、葬儀等は大切な儀式であるから、それに列席する者は、言語舉動を慎み、服裝等にも注意して、禮儀の本旨に背かないやうにしなければならぬ。祭祀に當つては、少しでも敬意

を失はないやうに心掛けることが大切である。又婚禮の席で不祥なことを言ひ、葬儀に會して談笑するなどは、極めて無禮であるから、慎まなければならぬ。

人から招待を受けたり又は集會に出ることを約束したりした場合には、其の時刻を正確に守るべきである。又集會の席上で、人と耳語するなども、無禮な舉動である。其の他多數の人が集る場所では、言語舉動を慎み、又互に譲り合つて、人に迷惑をかけないやうに心掛くべきである。

禮儀は相手によつて其の趣を異にすべき場合がある。長上に對して同輩と同じやうにするのは、禮に背くものである。又同輩に對しては、それ相當の禮を用ひ、目下の者に對しても禮儀をおろそかにしてはならない。



禮儀は幼少の時から之を守る習慣をつけることが大切である。成長の後、急に之を正しくしようとしてもなかく、むづかしいものである。禮儀を守るのを窮屈なことのやうに思ふのは、多くは常に之をおろそかにしてゐたためである。上品で奥ゆかしい人は、幼少の時から禮儀を守り、それに習熟した結果、おのづから身に品位の備つたものである。

## 第二十課 公德

我等は知つてゐる人と知らない人との區別なく誰にでも迷惑をかけないやうにし、一般の幸福を増すやうに圖らなければならぬ。かやうに人が公衆の一人として公衆のためを考へて行動するのが公德である。

左側通行が十分に行はれたら、こみあふ場所でも安心して通行が出来ぬ。又道路、公園等が清潔に保たれて、ガラスの破片や紙屑などが散らばつてゐるやうなことがなかつたら、誰でも氣持よく感ずるであらう。又公衆のために衛生の心得が十分に守られたら、忌むべき傳染病の流行を防ぐことが出来よう。人々がめい／＼心掛けて公德を守れば、社會はだん／＼住心地のよい所になる。之に反して、集會の時刻通りに出席してもまだ人が集らず、電車、汽車等に乗つても座席を廣く取られ、又旅館に泊つても夜晩くまで隣室で騒がれるといふやうに、一般に公德が守られなかつたら、人々は互に不便を感じ、社會は不愉快な所になるに違ひない。考へてみると、我等も學校の往き還りに、友達同志が廣くもない路を一ばいに列んで歩いて、



知らずく往來を妨げるやうなこともある。今からは一層公德を守つて、公衆の迷惑とならないやうに心掛けよう。古來我が國には、親類・知友相親しみ、隣近所相助ける美風がある。四海同胞の考さへ早くからあつたが、實際には、見知らぬ人となるのとかく之を冷やかな眼で見る傾があつた。これは見知らぬ人と自分とが關係のあることを覺らず、人々が公共の生活に慣れなかつたためである。自分とは何の關係もないやうに見えるあかの他人でも、實は皆協同一體の生活を爲してゐるのである。例へば路で行遇ふ人でも、電車や汽車に乗合はせた人でも、同じ市町村に住む人であり、さうでなくても廣く見れば同じ我が國民であつて、等しく公共の交通機關を利用してゐる者である。それ故我等は互に思ひやつて公德を守り、

我が國の社會を益りつばにするやうに努めよう。公德を守るには、自分が公衆の一人として公衆の中にあることを常に念頭に置き、何人にも好意と禮儀を以て接し、決して勝手氣まゝな振舞をしてはならない。又社會の風習を重んじ、自分の苦痛・不便は忍んでも、世の人の苦痛・不便を少くするやうに心掛けることが大切である。近來公園・圖書館・公會堂等が多く設けられ、其の他交通上の施設等公衆の用に供するものが増して來た。我等は十分之を利用すべきであるが、誤つて他人の利用を妨げ、或は不快の念を與へるやうなことがあつてはならない。

## 第二十一課 公正



我等は他の人々と協同生活をするものであるから、互に自己の分を守つて、他人に害を及してはならない。もし過を爲して他人に害を及したときは、それを償ふやうに心掛けることが大切である。

人には強い者も弱い者もある。又智のすぐれた者も愚かな者もある。もし強い者が弱い者を苦しめ、智のすぐれた者が愚かな者を虐げるやうなことがあると、人々は安心して生活することは出来なくなる。又人は團體で事を爲すに當つては、やゝもすると、多數の力をたのみ、他に害を及してもそれを過と思はず、過と思つてもそれを償はうとしないことがある。もし團體の行動に於て不正が行はれたら、社會に不安と争鬭の絶えることはあるまい。それ故、國には法律があつて、社會の秩序を

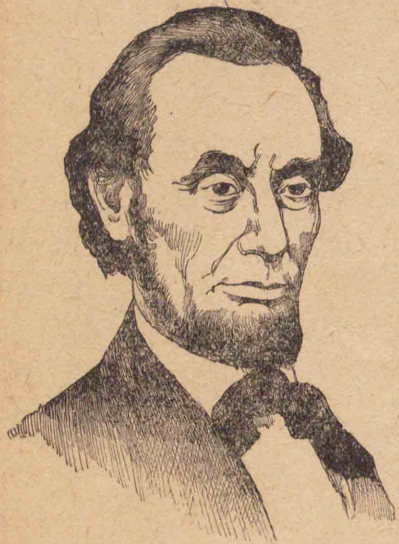
維持し、各人の権利を保護し、人々に平和な生活をさせるやうにしてゐる。法律は、かやうに全く公正の精神に基づいて設けられたのであるから、我等は常に法律を重んじなければならぬ。

人の身體・生命は極めて大切なものであるから、之を尊重しなければならぬ。法律が他人の身體・生命に危害を與へる者を重く罰するのはこれがためである。他人の暴行に對しては、危急の場合はやむを得ずみづから防衛しなければならぬこともあるが、平常の場合には、相當の手續を盡くし、法律の制裁を求むべきである。決して私に報復してはならない。他人の財産は之を重んじなければならぬ。些細な物でも他人の所有に屬する物は、決してそれを侵してはならない。又他



人から金銭・物品を借りたときは、期限内に後れずにそれを返済せねばならぬ。又他人から借りた物は丁寧ていねいに用ひ、預つた物も大切に保管すべきである。もし借りた物、預つた物を損じた場合には、相當にそれを償はなければならない。自分の名譽を重んずるやうに、他人の名譽を重んじなければならぬ。人をそしり、人を中傷し、又人の過失をあはくなどは、他人の身體・財産を害すると同じやうに大きな罪惡であるから、決してかやうな行をしてはならない。法律は社會の安寧秩序を害しない範圍で、個人の言論の自由、住居の自由などを認めてゐる。故に我等は常に社會公衆の幸福を念として、自己の自由を重んずると共に、他人の自由をも重んじなければならない。

高修兒一



我等は常に法律を重んじて、公正を守るべきであるが、法律の設のない場合でも道理を本とし良心に省みて常に公正を守り、互に他の人に害を及さないやうにしなければならぬ。リンカーンは西曆千八百九年、アメリカ合衆國の片田舎の貧しい家に生まれた。少年の頃から、父を助けて野山に出て、土地の開拓くわたくに従事して忠實に働く傍ら、非常に苦心して學問に勵んだ。成長の後には、商業に従事し、或は郵便事務を執り、測量の事に當り、又は辯護士などをして、生活のためにあらゆる辛苦を嘗めた。しかしいつも正直を旨

高修兒一



とし、人のために盡くしたので、世人の信用を得、初は州會議員に選ばれ、後には遂にアメリカ合衆國の大統領に推された。リンカーンが辯護士をして居た頃、或日、貧しい寡婦に六百ドルの金を請求するために、訴訟を起すことを彼に依頼する者があつた。リンカーンは詳しい話を聴取した後、此の事件はあなたの方が間違つてゐるやうですから、お氣の毒ですが、お引受けすることは出来ません。」とことわつた。其の人は更に、「あなたにお頼みすれば、きつと此の訴訟に勝てますから、どうかお引受け下さい。報酬は十分に致します。」と懇願した。リンカーンは容を正して、「いくら報酬をいたゞいても間違つた事の辯護は私にはどうしても出来ません。殊に貧しい寡婦には六人の子供があるさうですが、たとひ訴訟に勝つても、それらの人を

高修兒一

高修兒一

悲境に陥れるのは人の道にもとり、誠に忍びないところです。」と言つて斷然拒絶した。

## 第二十一課 寛容

リンカーンは親切で公正な辯護士として、次第に其の名を人に知られて來た。或時、農具を發明した人が、其の特許權を一商人から侵害せられたといふので、訴訟を起したことがあつた。原告の側は當時有名な辯護士二三名に其の辯護を依頼した。被告の方では之をリンカーンに依頼した。リンカーンは事件の内容をよく研究し、十分辯護の準備を整へ、自信を以て裁判所のある町へ行つた。ところが被告は、相手の辯護士が有名な人々であるのと、事の利害が大きいので、リンカーンのやうな



田舎の辯護士に依頼したばかりでは心もとないと思つて、其の頃評判の高いスタントンといふ辯護士にも依頼してゐた。スタントンは才能のすぐれた人であつたが、至つて傲慢で、風采の揚らないリンカーンを見て、あんな男に何が出来るものか。と心中大いに輕蔑してゐた。裁判の始る時になつて、スタントンは大ぜいの前で、あの田舎辯護士を見よ。着てゐる上衣は垢で汚れて、背中には所まだらに汗が浸みて、まるで地圖を描いたやうだ。自分はあんな男と同席する程なら、斷然依頼をことわる。」と罵つて、リンカーンを排斥し、遂に辯護をさせなかつた。リンカーンはせつかくの苦心も水の泡となり、耐へ難い侮辱を忍んで歸つて行つた。

リンカーンが國民の重望を擔つて、アメリカ合衆國の大統領

となつたのは、それから四年の後であつた。リンカーンはさきの侮辱も怨恨も打忘れ、スタントンの材幹を認めて、政府の重職に擧げ用ひ、共に國家の大事に當つた。

人は己を持すること嚴に、人を待つこと寛でなければならぬ。他人の言行が意に満たないことがあるからとて、みだりに怒つてはならない。もし怒にまかせて人と争ふときは、後になつて悔いることが多い。古人の語に、堪忍は無事長久の基、怒は敵と思へ。」とあるのは、味はふべき教訓である。

人々の天性が異なつてゐるのは、ちやうど其の顔がめい／＼異なつてゐるやうなものである。又經驗閱歷とても、同じである者は少い。随つて、他人の思想行動が自分と一致しないことがあるのもやむを得ないことである。もしそれが一致しない



からとて、事毎に人と衝突しつうすると、何事も人と協同してすることが出来ず、遂には孤立りつしなければならぬやうになるであらう。人々が寛大でよく人を容ゆるれると、無益の争がなくなつて、世の平和を保つことが出来る。寛容はひとり一身のためばかりでなく、又實に社會の幸福を致すに大切な道である。人は誰でも多少の缺點のない者はない。其の缺點を見て人を棄すてると、到底交るべき人はいやうになる。古人の言にも、「連抱れんぱうの大木に數尺の朽ちたる所ありとて、良工は之を棄すてず」とある。我等は他人の長所を認めて其の人と交り、互に裨益へいやくする心掛が必要である。又過あやまちは誰にもあることである。人の過をとがめて怒り罵るなどは度量の狭い者のすることである。人が過を謝したときは、快くそれをゆるすがよい。人の過を深くと

高修見一

高修見一

がめるのは、自他のために宜しくない。しかし朋友其の他親近の間で、其の缺點や過失について互に忠告し合ふのはもとよりよい事である。人の言行は時に誤解を招くこともある。我等は常に他人の言行を正しく判断するやうに注意しなければならぬ。それを誤解してみだりに怒つたり、人を非難したりするのは、つまり自分の恥である。

第二十三課 同情

岡山孤兒院こにんいんを開いて有名であつた石井十次は、慶應元年、日向の高鍋たかかべに生まれ、剛直がうちくで仁愛の心に富んだ。幼い頃、氏神の夏祭に、母の手織の博多帶はくたをしめて參詣すると、近所の貧しい友達



が繩の帶をしめてゐるといふので、大勢の子供に笑はれてゐた。十次はそれを見て同情の餘り、自分の帶をといて其の子に與へ、自分は平然と繩の帶をしめて、仲よく遊んで歸つて來たことがあつた。

十次は成長の後岡山の醫學校に學び、明治二十年、二十三歳の時、實地研究のため岡山の東方二十キロメートルの片田舎にある診察所に滞在した。診察所の隣には荒果てた大師堂があつて、巡禮などがとまることが多かつたので、十次は毎朝此の堂へ行つて、氣の毒な人を見ると飯などを恵むのを常とした。或朝のことであつた。見苦しい様子をした兄妹の子供が二人、ぼんやり立つてゐたので、例の通り飯を與へて歸つて來た。すると間もなく二人の母だといふ巡禮がたづねて來て、禮を述

べ「私は貧乏のため暮しが立たず、親子五人で四國巡禮に出て、諸方を巡るうち、不幸にも主人と長女は途中で病死したので、致し方なく乞食となつて、たゞ今故郷へ歸るところでございませう。」と委しく身の上を物語つた。十次はそれを聞いて同情に堪へず、「良家に奉公でもして子供を養育するがよい。」と慰め勵ました。巡禮は、子供二人を連れてゐては、奉公しようにも、雇つて下さる所はありませんまい。」と打ちしをれてゐた。十次は遂に決心して、兄の方の子供だけ引取つて世話をすることにした。此の子が實に岡山孤兒院の最初の院兒であつた。十次は間もなく岡山に歸つて、孤兒救濟事業を始めることとなつたのである。

岡山に歸つて數箇月たつた或日、十次の所へ普通の身なりを



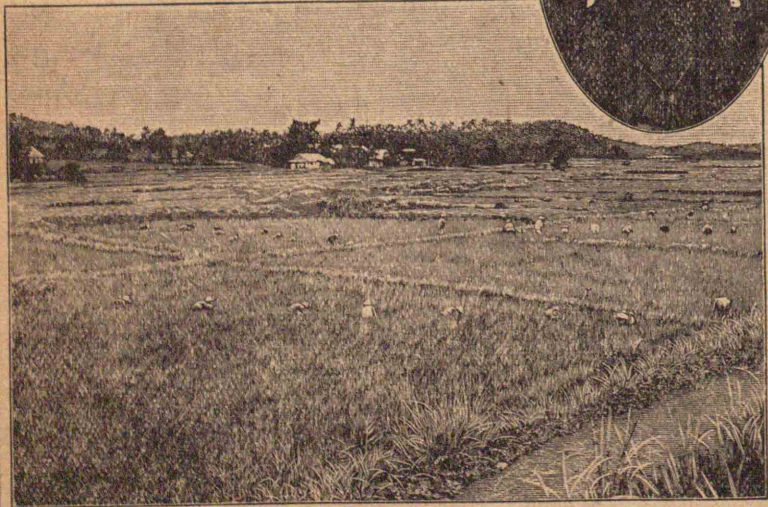
した一人の女がたづねて来た。見ると、かの巡禮である。十次はすぐに子供を呼んで母に會はせた。子供は、聲は何だかおかあさんのやうだ。といぶかつてゐたが、やはり實の母だと知ると、飛びついて泣いた。母も喜んで泣いた。十次は此の有様を見てゐて、一人の貧兒を救つたために、親子がこんなにも仕合はせになれるものかと、しみじみ感じた。

岡山孤兒院は、明治二十年岡山市内に開かれた。十次は、都會地が院兒に獨立の精神を養はせるに適しないことを悟つたので、二十年の後、宮崎縣兒湯郡茶臼原の地に移すこととした。こゝは廣い、高原の一部で、中央を流れる小川をはさみ多少の水田があり、高臺は畑や桑園、傾斜地は松杉の林を成し、事務所・學校・家族舍等數十棟の建物が其の間に點在し、平和な一小

高修兒一

高修兒一

村落を成した。院兒は十二三人を定員とする男女別々の家族舍に收容され、各一名の保母の下に養育される。さうして、出でては院内の小學校に學び、入つては保母を助けて家事を分擔し、養蠶耕作に勤勞すること少しも實の家庭に異ならず、どの家族舍でも常に和樂の聲に満たされた。院兒が小學校を出ると、數年間、孤兒院農學校に收容して農業教育を授け、或は近所の農家に





二三年間見習生として奉公させ、女兒には特に家事裁縫を修めさせた。既に一人前の人として世に立つた後も、附近に住まつて農業を営む者には、常に指導を與へるのみならず、其の子と孫まで三代の間は院の教育を受けさせ、救済の功を全うすることを期した。かやうに行届いた慈愛を受けたので、院兒は皆十次を實の親のやうに慕つて、「石井のおとうさん」と呼んだ。十次は大正三年五十歳で病歿した。歿後も孤兒院事業は其の關係者が經營し來つたが、昭和二年に至り之を解散して、新しく石井記念協會等を設立し、故人の遺志を體して諸種の社會事業を行ふこととなつた。

人は社會の一員として、自分の職分を盡くすと共に、常に他人の身の上に同情し、喜を同じくし、憂を分たなければならぬ。

高修兒一

高修兒一

同情は人の心の自然の働であつて、社會は人々の同情によつて成立つものである。吉凶の慶弔はもちろん、慈善博愛の如きは皆同情から發するものである。世が進むにつれて、人々の不幸を未然に防ぎ、又不幸に陥つた人を助ける種々の社會事業が興つて來たが、事業の源は、人の胸の奥底から湧出る同情に本づくものでなければならぬ。我等は此の人情の泉を涸さないやうにして、世を潤すことに心掛けよう。

## 第二十四課 協同

「世は相持」といふ諺がある。人は相依り相助けて始めて完全な生活を営むことが出来る。もし人がめい／＼孤立してゐたり、たゞ雜然と寄集つてゐるばかりで、一體となつて行動すると



いふことがなかつたら、とても世の進歩を見ることは望まれない。例へば公衆の衛生を保ち、産業の發達を圖り、風俗を改良するといふやうな事業は、人々が力をあはせて助け合はなければ、其の目的を達することは出来ない。

世の中の事は其の目的を達するために、人々が手を分けて働くことによつて、りつぱにそれを成し遂げることが出来る。例へば我等が團體競技をする時、一致協力してそれ〴〵自分の役を果せば、よく勝を制することが出来る。又工場の従業員が各自分擔の仕事に力を盡くせば、全體の仕事の能率を増して、よい製品を短い時間に多量に仕上げる事が出来る。

多くの人と共に事を爲すには、協同の精神を持つることが大切である。協同の精神を持つるには全體の目的のために小を

捨てて、大を取り、偏見を去つて道理に従ふ覺悟を要する。みだりに我意を張つて紛争を起したり、些細な事に感情を害して其のために一致を缺いたり、他人の才能をねたんで排斥したりするやうな行があつてはならない。

多人數協同の勢力は強大なものである。随つてもし其の勢力を悪用すると世の治安を害し、秩序を亂るやうな事にもなる。それ故衆人と事を共にするには先づ其の事の道理に合つてゐるかどうかといふことを考へ、又其の手段が穩當であるかどうかといふことを顧みなければならぬ。徒に他人に雷同するのは宜しくない。

協同の精神は公德を守る上にも大切である。我等に協同の精神があれば、公園の花一枝にしても、圖書館の本一冊にしても、



それが公共の便益に供せられる物であることを知つて、おのづからそれを大切にするやうになり、更に何事につけても公共の福利を増進することに心掛けるやうになるのである。協同の精神は一つ一つの事業を成す上に必要であるばかりでなく、社會生活のすべてに於て必要である。我等は家に於ても學校に於ても又市町村や國に於ても一體となつて共存共榮の生活を全うすべきである。もしこれらの團體生活に於て、人々が協同の精神に乏しく、融和一致を缺くやうなことがあつては、團體の結合力を弱め、其の繁榮を妨げる。我等は更に進んで人類一般の幸福を増すために、他の國民と一層協力することが必要である。

## 第二十五課 地方自治

我が國では行政の便宜上、法律を以て地方を區劃し、其の區劃内の住民に共同の事務を自治させてゐる。之を地方自治といふ。地方自治團體には、市町村と北海道及び府縣がある。北海道及び府縣は、若干の市町村を包括する一層大きな團體である。市町村自治體は、住民共同の利益幸福を進めるために、教育勸業、土木衛生等の公共事業を經營してゐる。これらに要する費用は、自治體が基本財産を作つて収益を得たり、地方税を賦課徴收したりして、みづから之を支辨する。市町村自治體は又住民の守るべき市町村條例や規則を定めるのである。地方自治の制度は一體どんな趣旨で布かれたかといふと、古くから我が國に行はれてゐた隣保團結の習慣を一層おしひ



ろめて、それ／＼地方共同の利益を發達させ、さうして國民をして國家の行政に參與させるのが目的である。それ故自治といつても無制限のものではない。もとより法律のきまりにより、政府の監督かんそくの下に立つて、國の公の行政の一部を負擔するものであることを忘れてはならない。

地方自治の制度がなりつばな効果を收とめるには、地方公民が自治の精神に富んでゐなければならぬ。公民たる者は誰も皆自立自營の人たるべきはいふまでもないが、更に自治制度の本旨を自覺し、自分等の市町村はどうしても自分等でりつばにやつて見せるといふ覺悟と熱誠が必要である。徒に他の援助じょをあてにするやうでは自治の責任を解する者とはいへない。又公民たる者は互に親和することが大切である。隣人に對

する美しい人情をおしひろめて、郷土全體に及す心掛を持たなければならぬ。人々に此の心掛があれば、市町村は楽しい所となり、益、其の繁榮を期することが出来る。公民として自治の生活を全うするには、協同の精神が盛でなければならぬ。自分一人の力では如何程市町村のために盡くさうとしても及ぶものではない。公民がすべて心を同じくし力をあはせ、各自治の責任を分つことによつて、始めてりつばな市町村と成すことが出来るのである。なほ市町村の事務はいふまでもなく公共の事務であるから、公民たる者は公に奉ずるの精神を以て之に當らなければならぬ。かりそめにも私利を圖はかつたり私心をさしはさんだりするやうなことがあつてはならない。公民として地方公共のために盡くすのは、やがて國家に盡



くす道である。地方公民から推されて、其の團體の公職に就くのは、大いなる光榮である。其の光榮を擔ふ者は、専心公共の事に盡くすやうに心掛けて、其の信頼に報いることが大切である。又市町村會議員の選舉は頗る重大な事である。公民たる者は公平な考から専ら適任者を選擧するやうに注意しなければならぬ。私情を以て黨派を作つて相争ふやうなことは、實に地方自治制度の布かれた趣旨に背くものである。

## 第二十六課 國交

文明の進歩するに随つて、世界の國々は各其の國の獨立を確實にすると同時に、益、交際を親密にし、相依り相助けて文明の

福利を共にしようとして努めてゐる。我が國もまた外國と條約を締結し、各國との交際が年をおうて益、親善を加へてゐる。國々は國交を修めるために、互に大使或は公使等の使節を差遣し、又外國に在る自國民を保護し、通商・航海の便利を圖るために、領事を必要の地に駐在せしめてゐる。かやうにして彼我が國民は互に和親往來し、有無相通じ、長短相補つて、共に文明の惠澤をうけることが出来るのである。

しかるに國と國との間には、時に利害の相反することがあつて、紛争を生じ、遂に戰端を開くに至ることは、古來其の例に乏しくない。戰爭はもとより國家人類の大いなる不幸であつて、特に戰敗國の被る慘害は實に甚だしいものである。それ故、萬一戰爭が起つた場合には、國際法では殘酷な殺害を行はない



こと、捕虜を虐待しないこと、非戦闘員に損害を加へないこと等の規定を設けて、戦闘の慘禍を減じようと努めてゐる。又赤十字條約によつて、戦闘の際、敵味方の別なく負傷者を救護すること、赤十字の記章をつけた者には危害を加へないこと等の規定が出来てゐる。更に大正七年十一月歐洲大戰がをさまり、翌八年一月フランスのパリに講和會議が開かれ、此の會議で、平和條約の一部として、國際聯盟規約を定めた。大正九年一月十日、平和條約が實施せられると同時に、此の規約も其の効力を生じ、こゝに國際聯盟が成立するに至つた。

我が國は東洋の平和を確保し延いて世界の平和に貢獻するを以て國是としてゐる。此の國是が各國間の平和安寧を全うしようとすゝる國際聯盟の目的と其の精神を同じうしてゐる

ので、我が國は聯盟成立以來十三箇年の間、聯盟の幹部として他のどの國にも劣らない熱誠を以て其の目的を達することに協力して來た。然るに東洋の平和を保つ方法について聯盟と意見を異にしたために、昭和八年三月、遂に聯盟を離脱し、我が國の信ずるところに従つて國際平和を確立する方針を採つた。更に支那事變を契機とし、日滿支三國の協力によつて世界の平和に貢獻しようと努力してゐる。

國際平和を確立する手段はいろいろあらうが、我等は日本國民として常に國交の大切なことを忘れず、我が帝國の光輝を發揚すると共に、力めて世界の大勢を知り、各國の情況を明らかにし、外國人と交際するに當つても互によく理解し合つて、廣く人類の幸福を増進するやうに心掛けよう。



第二十七課 戊申詔書

明治天皇は、明治四十一年十月十三日に國運發展に關する詔書を賜はつて、國民が覺悟し實行すべきところをお示しになつた。世に此の詔書を戊申詔書と稱してゐる。今謹んで其の大意をうかゞはう。

現今、世界の文明は日に月に進み、各國互に相依り相助けて、共に文明の幸福と利益をうけてゐないものはない。昔、交通の不便な時代には、世界の國々は分離孤立してゐたので、例へばせつかくよい事を發明したとしても、他國に其の利益を分つことがむづかしかつた。ところが交通が次第に開けて來て、國々は互に他の長を採つて我が短を補ひ、更に相競うて新しい工

高修兒一

高修兒一

夫發明を成し、廣く其の利益を分つて、人類一般の幸福を増進するやうになつた。汽車、汽船、電車、自動車、電信、電話等による交通通信を始め、醫術、工藝から政治、經濟に至るまで、世界の國々は相共に考究を重ねて、其の進歩發達を圖つたために、今の人々は昔の人の想像することさへ出來なかつた幸福利益をうけてゐる。それ故、今後は一層列國との交際を修め、親睦を厚うして、共に益、文明の進歩を圖り、其の福利を増進せしめるやうに努めることが大切である。

かやうに世界の趨勢に伴なつて、外列國と共に文明のめぐみをうけようとするには、内に於て我が國運を發展せしめることが必要である。しかるに明治三十七八年戰役の後、まだ日が淺いから、其の損失を回復して國運の隆昌を圖るのは容易で



ない。しかして諸般の政務については改善擴張を要することが多い。此の時に當つて、國民は大いに奮勵し、上下心をあはせて、各自忠實に其の業務に服し、勤勉と儉約とを以て資産をふやし、各人は常に信義を重んじ、輕佻浮薄の風を避けて、風俗を厚くし、華奢虚飾を斥けて、質實を旨とし、互に戒め合つて荒み怠らず、さうしてみづからつとめてやまないやうにすることが大切である。これが國運の發展を來す道である。

此の國運發展の道の本づくところは、神聖なる皇祖皇宗の御遺訓と光輝ある我が國史の成跡である。列聖の御遺訓は時々賜はつた詔勅と御みづから行はせられた御事蹟によつてうかゞひ奉ることが出来る。又國史の成跡は我が國の次第に發展して來た事實と、前人の善行偉勳に現れてゐる。これら列

高修兒一

高修兒一

聖の御遺訓と國史の成跡は、其の明らかなること日星を仰ぎ見るやうである。國民が皆よく此の御遺訓と國史の成跡の示す教訓をつゝしみ守り、一心に奮勵努力するときは、國運はおのづから發展するのである。

内外の形勢がかやうな時に當つて、天皇は深く臣民の協力翼賛に依頼して、戦後の經營をも爲し、各般の政事をも更張し、又列國と文明の惠澤を共にして、明治維新の廣大な規模を益擴張し給ひ、之に由つて皇祖皇宗の御盛徳を益發揚しようとして、ひねがはせられ、又臣民に對してよく聖旨を奉體すべきことをお望みになつていらせられる。

此の詔書は明治天皇が、特に明治三十七八年戦役後に於て國民のしたがひ守るべき道としてお示しになつたものである。



が其の御趣旨は國民が永遠に奉體すべきものである。我等臣民たる者は、謹んで此の詔書の御趣旨を奉體し、至誠を以て、各自の本分を盡くし、益國運の隆昌を圖るべきである。

廣

高等小學修身書卷一 兒童用 終

栗栖友義

廣島縣山縣郡新谷村新谷校下田高修兒一

高等小學修身書卷一 兒童用

臨時定價金拾貳錢

る

昭和十四年十二月十八日 修正印刷  
昭和十四年十二月二十日 修正印刷  
昭和十四年十二月廿二日 翻刻印刷  
昭和十五年二月十三日 翻刻發行

著作權所有

著作兼  
發行者

文 部 省

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地

翻刻發行 東京書籍株式會社

兼印刷者 代表者 石川正作

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地

印刷所 東京書籍株式會社工場

昭和十四年四月二十三日  
文 部 省 檢 査 濟

發行所

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地

東京書籍株式會社



汗

廣島縣山縣郡都谷村

高

下田千尋

下  
四  
三  
五  
番

広島大学図書

2000021585

